別表十の二（二）　収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

Ⅰ　収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額		12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額		13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・・	譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	14	
	譲渡資産の種類	4			譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	円		差引譲渡経費の額 (14)－(15)	16	
	同上償以外の額 収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17	
	同上償以外の額 経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		譲渡益の額 (9)＋(10)－(11)－((12)又は(13))－((16)又は(17))		18	
	同上償以外の額 移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額		19	
	取得した補償金等の額 (5)＋(6)＋(7)＋(8)	9		特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20	
特別控除に係る交換取得資産の価額		10			特別控除残額 5,000万円－(20)	21	
同上の交換取得資産につき支払つた交換差金の額		11			特別控除額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	22	

Ⅱ　特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称		23		特定土地区画整理事業等の場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日		24	(・・)		特別控除残額 2,000万円－(33)	34	
取得した対価の額		25	円		特別控除額 ((32)と(34)のうち少ない金額)	35	
交換取得資産の価額		26		特定住宅地造成事業等の場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
交換取得資産につき支払つた交換差金の額		27			特別控除残額 1,500万円－(36)	37	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額		28			特別控除額 ((32)と(37)のうち少ない金額)	38	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29		農地保有の合理化のための農地等の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30			特別控除残額 800万円－(39)	40	
	差引譲渡経費の額 (29)－(30)	31			特別控除額 ((32)と(40)のうち少ない金額)	41	
譲渡益の額 (25)＋(26)－(27)－(28)－(31)		32		特定の長期所有土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	42	
					特別控除残額 1,000万円－(42)	43	
					特別控除額 ((32)と(43)のうち少ない金額)	44	

Ⅲ　資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22)＋(35)＋(38)＋(41)＋(44)	45	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48)－(51))×(45)/(48)	46			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45)－(46)	47			特別控除残額 5,000万円－(49)	50	
					特別控除額 ((48)と(50)のうち少ない金額)	51	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十㈦の表、別表十㈧の表並びに別表十㈨の表のⅠ及びⅡ中「所得金額合計（別表四「33の①」）」を「所得金額合計（別表四「34の①」）」に改める。

別表十の二㈡の表を次のように改める。